2

この条例の施行の際現に改正前の福島県議会情報公開条例第二十七条の二の規定に

1

この条例は、

公布の日から施行する。

福

福島県条例第五十八号

福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例

条

例

条

例

平成二十九年七月十一日福島県議会情報公開条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

福島県知事

内 堀 雅

雄

正する。 第八条第二号中「記述等」 福島県議会情報公開条例(平成十三年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改 の下に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、

条第二項において同じ。)」を加える。 しくは記録され、又は音声、 動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。 次若

次の一項を加える。 第二十七条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、 同条に

2 を審査会に提出するものとする。 条から第三十七条までに規定する手続をしたときは、 **余から第三十七条までに規定する手続をしたときは、当該手続の内容を記載した書類議長は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十一条又は法第三十四**

条の二の規定により提出された書類その他の物件とみなす。より提出されている書類その他の物件は、改正後の福島県議会情報公開条例第二十七より提出されている書類その他の物件は、改正後の福島県議会情報公開条例第二十七 (議会事務局総務課)

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】

発行者 島 印刷所 株式会社 第 印 刷